



消費者

ホットな見守りニュース

～不用品を買い取ります～訪問買取りにご注意!!の巻



はい
もしもし



見守りポイント

- ◎「古着など不要になったものを買い取ります」と電話がかかってきて訪問を承諾したのに、いざ訪問してみると貴金属を出すよう強引に迫られる場合があります。なるべく業者は家に入れないように、また家に入れる場合でも、ひとりでは対応しないようアドバイスしましょう。
- ◎電話で業者と訪問の約束をした後、断ろうと電話しても連絡が取れない場合があります。安易な約束はしないように伝えましょう。

対処方法

- ◆事前に買取りを頼んでいない貴金属を売ってほしいと強引に迫られても、きっぱり断りましょう。
- ◆訪問買取りの場合、契約書を受け取ってから**8日間**はクーリング・オフできます。
※自動車や書籍・CD、DVD、家電製品などクーリング・オフできない商品もあります。詳しいことは消費生活センターまでお問合わせください。

<p>●和歌山県消費生活センター 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛8F TEL: 073-433-1551 (月~金) 9:00~17:00 (土・日) 10:00~16:00 (電話相談のみ) ※祝日・年末年始を除く</p>	<p>●有田市役所 産業振興課 有田市箕島50番地 TEL: 0737-83-0225 (月~金) 8:30~17:15 ※土・日・祝日・年末年始を除く</p>
---	--

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。